上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い

(昭和39.2.12実施)

1 第2条(指定の特例)関係

- (1) 第1項の規定を新規上場申請者(セントレックスへの新規上場申請者を除く。)の上場申請に係る株券 に適用する場合には、株式会社東京証券取引所が定める指定替え基準に該当することが見込まれるもので ないことを要するものとする。
- (1)の2 第1項の規定を上場会社(セントレックスの上場会社を除く。)の発行する株券に適用する場合には、株式会社東京証券取引所における新規上場に併せて、市場第一部銘柄に指定される株券を対象とするものとする。
- (2) 株券上場審査基準の取扱い2(1)(株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、第2項の場合について準用する。
- (3) 2(1)から(7)までの規定は、第3項の場合について準用する。この場合において、同(3) a 中「公募又は 売出しの見込み価格」とあるのは「公募又は売出しの価格」と、「市場第一部銘柄の指定を承認する日の 2営業日前の日」とあるのは「公募又は売出しの価格を決定した日」と読み替える。
- (4) 株券上場審査基準の取扱い2(1)(株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、第4項の場合について準用する。
- (5) 2(1)及び(4)から(6)までの規定は、第5項第1号の場合について準用する。
- (6) 株券上場審査基準の取扱い2(2)の規定は、第5項第2号の場合について準用する。この場合において、同2(2)aの(a)及びb中「公募又は売出しの見込み価格」とあるのは「公募又は売出しの価格」と、「上場を承認する日の2営業日前の日」とあるのは「公募又は売出しの価格を決定した日」と読み替える。

(平成8.4.1追加、8.11.1、8.12.1、9.1.1、9.8.1、10.1.1、10.3.11、10.12.1、11.2.1、11.8.10、11.11.10、12.3.1、12.7.1、13.4.1、13.10.1、14.4.1、14.12.10、15.4.1、15.5.8、16.10.1、16.12.13、17.2.1、17.6.20、17.11.7、18.5.1、19.3.15、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、24.4.1、25.9.13、30.3.31、令和2.11.1变更)

2 第3条(指定基準)第1項関係

(1) 株主数及び流通株式数

- a 株券上場審査基準の取扱い 2 (1) a の (b) (株主数及び流通株式数の算定の取扱い) の規定は、上場会 社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。
- b 株券上場審査基準の取扱い 2 (1) a の (c) (上場株式数の算定の取扱い) の規定は、上場会社が自己株 式消却決議を行った場合に準用する。
- c 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、第1号に規定する株主 数の算定について準用する。
- d 株券上場審査基準の取扱い2(1) a の(e) (株主数及び流通株式数の算定の取扱い) の規定は、第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数の算定について準用する。
- e 株券上場審査基準の取扱い2(1)bの規定は、第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数の算定について準用する。この場合において、「前aの(e)又は(f)の規定により株主数及び流通株式数の算定の基礎とした基準日等」とあるのは「最近の基準日等(外国株券については、直前事業年度の末日等)」と読み替える。

- f 株券上場審査基準の取扱い2(1)c (株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合に、第1号に規定する株主数の算定について準用する。この場合において、同取扱い2(1)cの(a)中「最近の基準日等」とあるのは「最近の基準日等(外国株券については、直前事業年度の末日等)」と読み替える。
- g 株券上場審査基準の取扱い2(1)d (株主数及び流通株式数の算定の取扱い)の規定は、第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数の算定について準用する。この場合において、「最近の基準日等」とあるのは「最近の基準日等(外国株券については、直前事業年度の末日等)」と、「株式の分布状況表」とあるのは「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」と読み替える。

(2) 売買高

- a 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、 一部指定申請日を含む月の前月の末日以前6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄(当該銘柄に係る新たに発行された株券を含む。)の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。
- b 上場会社が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合において、当該株券の国内の他の金融商品取引所における売買高を記載した書面を当取引所に提出したときには、前aに規定する市場内売買の売買高に代えて、当該国内の他の金融商品取引所における売買高に基づき、第3号に規定する売買高を算定することができるものとする。
- c 一部指定申請日を含む月の前月の末日以前6か月以内に1単位当たりの株式の数が変更されている場合には、当該変更前については当該変更前の1単位当たりの株式の数、当該変更後については当該変更後の1単位当たりの株式の数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(3) 上場時価総額

第4号に規定する「上場時価総額」とは、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める価格に、一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいうものとする。

a 公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券の最低価格(当取引所の売買立会における日々の最終価格(呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。)のうち最低の価格(外国会社の場合には、これに相当する価格)をいう。次のbにおいて同じ。)のいずれか低い価格

b 前a以外の場合

当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の2営業日前の日以前1か月間における当該株券の最 低価格

(4) 純資産の額

株券上場審査基準の取扱い2(4)(純資産の額)の規定は、第5号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、同項中「上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「一部指定申請日の属する事

業年度の初日(一部指定申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該 直前事業年度の初日)以後に市場第一部銘柄への指定を申請する者が四半期報告書を作成した場合」と、 「「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「「上場申請 のための有価証券報告書」」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(5) 利益の額

- a 第6号に規定する利益の額については、株券上場審査基準の取扱い2(5)aからkまで(利益の額)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「一部指定申請日の属する事業年度の初日(一部指定申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日)」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「一部指定申請日の直前事業年度の末日(一部指定申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日」とそれぞれ読み替えるものとする
- b 上場会社が外国会社である場合の本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、一部指定申請日の直 前事業年度の末日(一部指定申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、 当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。以下このbにおいて同じ。)以前3年間の東京外国為替 市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は一部指定申請日の直前 事業年度の末日における同中値により行うものとする。

(6) 時価総額

- a 第7号に規定する「時価総額」とは、第4号に規定する上場時価総額に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式(国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。)に係る時価総額(当取引所が定めるところにより算定する。)を加えた額をいう。
- b 株券上場審査基準の取扱い2(6)b及びcの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。
- c 株券上場審査基準の取扱い 2 (5) d、e 及びhの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。
- d 株券上場審査基準の取扱い2(5)fの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、同f中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と、「合併主体会社の利益の額(cに規定する利益の額をいう。)」とあるのは「合併主体会社の売上高(株券上場審査基準の取扱い2(6)cに規定する売上高をいう。)」と読み替えるものとする。
- e 株券上場審査基準の取扱い2(5)g、i前段、j及びkの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a 第8号に掲げる財務諸表等及び四半期財務諸表等につき公認会計士又は監査法人の監査又は四半期レビューを受けていない事業年度、連結会計年度、四半期会計期間又は四半期連結会計期間がある場合には、当該事業年度、連結会計年度、四半期会計期間又は四半期連結会計期間を除くものとする。

b 株券上場審査基準の取扱い2(7) a から d まで及び g (虚偽記載又は不適正意見等) の規定は、第8号 の場合に進用する。

(平成5.4.1、5.8.10、6.10.1、7.6.7、8.1.1変更、8.4.1 1を2に繰下・変更、8.11.1、8.12.1、9.1.1、9.6.1、9.8.1、9.10.1、10.1.1、10.3.1、10.12.1、11.2.1、11.8.10、11.10.1、12.3.1、12.7.1、13.4.1、13.6.11、13.10.1、14.4.1、14.12.10、15.4.1、16.8.2、16.10.1、16.12.13、17.2.1、17.6.20、17.11.7、18.5.1、19.3.15、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、22.1.4、24.4.1、30.3.31、令和2.2.7、2.11.1変更)

- 3 第4条(指定審査)関係
 - (1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、株券上場審査基準の取扱い1(1)及び(2)の規定に準じて行うものとする。この場合において、当取引所は、上場時から会社の事業内容、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとし、最近5年間(「最近」の計算は、一部指定申請日を起算日としてさかのぼる。)において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を行ったとき又は同規則第48条第1項若しくは第2項(同規則第49条第7項において準用する場合を含む。)若しくは同規則第49条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。
 - (2) 第3項に規定する当取引所が定める期間は、当取引所が市場第一部銘柄への指定の申請を受理してから 3か月とする。

(平成24.4.1追加、令和2.2.7、2.11.1変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1(3)eからhまでの規定は、この改正規定施行の日以降に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 この改正規定の施行前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及びこの改正規定の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当(この改正規定施行の日以降に行うものに限る。)は、株式分割とみなして改正後の1(3)e、g及びhの規定を適用する。
- 4 この改正規定の施行前に行われた準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える 部分についての株式の発行及びこの改正規定の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当 は、株式分割とみなして改正後の1(5)bの規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

1 この改正規定は、平成7年6月7日から施行する。

- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成8年1月1日から施行し、同日以後に行う市場第一部銘柄の指定に係る審査から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の1(5)eの規定は、平成7年4月1日以降に開始する事業年度に係る予想利益処分計算書について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成9年6月1日から施行し、施行の際現に行っている市場第一部銘柄の指定に係る審査から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成9年8月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成9年10月1日から施行し、同日以後に合併契約を締結する上場会社から適用する。

付 則

この改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

(平成14.4.1、17.2.1変更)

付 則

- この改正規定は、平成10年3月1日から施行する。ただし、改正後の1(4)の規定は、銀行持株会社の創設の ための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成9年法律第121号)の施行の日から施行する。
 - (注) 「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成9年法律第121号)の施行の日」は、平成10年3月11日

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年8月10日から施行する。
- 2 改正後の1(4)の規定は、この改正規定施行の日以後上場する新規上場申請者の株券から適用する。

付 則

この改正規定は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年6月11日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の1(5)c及び2(3)gの規定は、この改正規定施行の日以後、第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える新規上場申請者又は上場会社から適用する。
- 3 改正後の2(2) b 並びに同(3) b、c 及び e の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成13 年法律第79号)附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年12月10日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成14年10月末日以前に第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社については、なお従前の例による。

(平成15.2.10変更)

付 則

この改正規定は、平成15年2月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度 に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告 書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月 1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年8月2日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。
- 2 平成16年8月2日から平成17年8月1日までの間に終了する事業年度の終了前の審査においては、改正後の2(1)aの(d)の規定に適合しないときは、改正前の2(1)aの(c)の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16年法律第88号)による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主 名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 改正後の1(7)bの(a)イ又はロ及びcの(a)に規定する期間内に日本証券業協会に登録されていた期間が 含まれる株券に関する当該各規定の適用については、当該期間における日本証券業協会が公表した日々の最 終価格(午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。)を当該期間における国内の証券取引所の売買 立会における日々の最終価格とみなす。
 - (注) 「当取引所が定める日」は平成16年12月13日

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年3月15日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、同日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、この改正規定は、平成22年1月4日 以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の2及び3の規定は、この改正規定施行の日以後に市場第一部銘柄への指定の申請を行う者から適用する。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成25年9月13日

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行し、同日以後に一部指定申請を行う者から適用する。

(変更)

[平成3.4.1、5.4.1、5.8.10、6.10.1、7.6.7、8.1.1、8.4.1、8.11.1、8.12.1、9.1.1、9.6.1、9.8.1、9.10.1、10.1.1、10.3.1、10.3.1、10.1.1、10.1.1、11.1.1、10.1、11.11.10、12.3.1、12.7.1、13.4.1、13.6.11、13.10.1、14.4.1、14.12.10、15.2.10、15.4.1、15.5.8、16.8.2、16.10.1、16.12.13、17.2.1、17.6.20、17.11.7、18.5.1、19.3.15、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、22.1.4、24.4.1、25.9.13、30.3.31、令和2.2.7、2.11.1]